

(仮称)五所川原市浦・中泊ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書に  
対する意見について

令和 8 年 5 月 2 5 日  
経 済 産 業 省  
大 臣 官 房  
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第 3 条の 6 の規定に基づき、(仮称)五所川原市浦・中泊ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書について、コスモエコパワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

1. 計画概要

- ・ 住 所 : 青森県五所川原市及び中泊町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大 1 5 0, 0 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和 8 年 2 月 2 5 日
環境大臣意見受理	令和 8 年 4 月 2 4 日
経済産業大臣意見	令和 8 年 5 月 2 5 日

問合せ先 : 電力安全課 小西、松本  
電話 : 0 3 - 3 5 0 1 - 1 5 1 1 (内線 : 4 9 2 1)

(仮称)五所川原市浦・中泊ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書に  
対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の一部が、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

また、対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

加えて、想定区域の大部分は、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」（令和7年青森県条例第2号）に基づく保全地域に指定されている。このため、青森県の当該保全地域の選定根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、青森県と協議等を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避し、又は極力低減すること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手續中であることから、本事業との累積的な影響が懸念される。

このため、稼働中又は環境影響評価手續中の風力発電所等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境

影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

#### (4) 事業計画の見直し

上記(1)から(3)のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避し、又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、特に、その中には、想定区域から最短で5mの場所に位置する住居も存在している。また、複数の方向から風力発電設備の影響を受ける可能性がある住居も複数存在している。これらのことから、工事中及び稼働時における騒音に係る生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、騒音に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、特に、その中には、想定区域から最短で5mの場所に位置する住居も存在している。また、複数の方向から風力発電設備の影響を受ける可能性がある住居も複数存在している。これらのことから、稼働時における風車の影に係る生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

### (3) 水環境及び水生動物に対する影響

想定区域の大部分は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定されている水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林となっているほか、想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、ため池及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されている十三湖を含む湖沼が存在しており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているニホンザリガニ等の重要な水生動物が生息している可能性があることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川、沢筋及びため池との距離の確保、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物への影響を回避し、又は極力低減すること。

### (4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域の大部分は、森林法に基づき指定されている水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林となっているほか、想定区域には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定されている砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき指定されている急傾斜地崩壊危険区域、「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による河川・沢筋等の自然環境や動植物の生息・生育環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の

崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

#### (5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカ、チュウヒ、オジロワシ、オオワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。また、想定区域及びその周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき県指定鳥獣保護区に指定されている市浦鳥獣保護区及び十三湖鳥獣保護区が存在するほか、想定区域及びその周辺は、ノスリ、ハチクマ等の猛禽類、ガン類、ハクチョウ類及び海ワシ類の渡り経路となっている可能性がある。さらに、想定区域はオオハクチョウ及びヒシクイの集結地となっているほか、想定区域の南側には、ガン類やハクチョウ類の渡来地となっている、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されている「十三湖および岩木川河口」が存在する。これらのことから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、渡り鳥を含めた鳥類への影響について、専門家等からの助言、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年環境省）、「チュウヒ保護の進め方」（平成28年環境省）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年1月、平成27年9月修正版環境省）等を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、想定区域及び風力発電設備の配置等の検討に当たっては、風力発電設備の設置予定区域の縮小を含め、適切な風力発電設備の配置の検討を行うとともに、適切に調査、予測及び評価を行った結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避し、又は極力低減すること。

#### (6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域の大部分は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたヒノキアスナロ群落(Ⅳ)、ブナーヒノキアスナロ群落、ヨシクラス等の植物群落又は森林法に基づき指定されている水源かん養保安林若しくは土砂流出防備保安林となっていることから、本事業の実施による植物及び生態系への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高

い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生、保安林等の改変を回避し、又は極力低減すること。

#### (7) 景観に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定されている津軽国定公園が位置しており、当該国定公園内には「七平展望台（唐崎山園地）」、「中の島（中島園地）」、「十三園地」等の主要な眺望点が存在しているほか、国定公園外においても「唐川城跡展望台」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点について、その利用状況、そこからの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避し、又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限離隔を確保する等の措置を講ずること。さらに、風力発電設備等の配置等を含む事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園及び施設の管理者及び利用者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

#### (8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である「東北自然歩道」、「大沼公園」等が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中のアクセス阻害、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、直接改変の回避、活動の場へのアクセスを阻害しない工事計画の検討等の環境保全措置を講ずることにより、事業の実施による影響を回避し、又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏ま

えること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。